

# 一般的な戸建住宅※の排水設備について

※この案内用紙では、合流地域で、排水人口150人未満かつ排水面積が200㎡未満の住宅の場合について説明しています。

一般的な戸建住宅の屋外排水設備の管径はφ100mmで、延長(ますとますの間)は12m以内です。(条例第3条・下水道法施行令第8条)  
ただし、下図に示す箇所に限り例外を認めています。

管径	延長(ますとますの間)	勾配
φ100	12m以内	2/100以上

